

# 警備業法の一部改正について

## 1 法改正施行日

令和6年4月1日（月）

## 2 主な改正内容

### (1) 認定証の廃止

警備業法の認定証（交付・再交付・書換）は廃止されます。

### (2) 標識の掲示

認定を受けたことを示す、標識を、営業所の見やすい場所に掲示することとされます。（標識の様式を規定）

### (3) 標識を事業者のウェブサイトに掲載

なお、下記のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの標識の掲載は除外となります。

ア 常時使用する従業者の数が5人以下である場合

イ 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

## 3 標識について

(1) 標識は、A4の用紙で作成してください。

(2) 向きは、縦でも横でも構いません。

(3) 文字及び枠線は黒色、地は白色です。

(4) 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載してください。

## 4 ウェブサイトへの標識の掲載方法（あくまでも一例です。）

(1) 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換して標識データを表示させる方法

(2) トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法

問い合わせ先

広島県警察本部

生活安全総務課 営業第2係

082-228-0110（内線 3038～3040）